

第4次越谷市地域福祉計画  
策定基本方針(案)

地域共生部 地域共生推進課  
令和6年(2024年) 月

## 目 次

1. 基本方針の趣旨	1
2. 計画策定の目的及び位置付け	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
3. 計画策定の基本的な考え方	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 計画に盛り込むべき事項	2
4. 計画の期間	3
5. 策定のプロセス・体制	3
(1) 市民参加の取組	3
(2) 審議会	4
(3) 庁内体制	5
(4) その他	5
6. 策定スケジュール	7

## 1. 基本方針の趣旨

本基本方針は、第3次越谷市地域福祉計画（以下「現計画」という。）が令和7（2025）年度をもって計画期間満了を迎えることから、令和8（2026）年度を始期とする第4次越谷市地域福祉計画（以下「次期計画」という。）の策定にあたり、基本的な方針を示すものである。

## 2. 計画策定の目的及び位置付け

### (1) 計画策定の目的

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条に規定された「地域福祉の推進」に関する事項を定めるため策定する。

### (2) 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1号において、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する福祉関連の上位計画として位置付けられていることから、本市の福祉関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画など）を推進する上での共通理念を示すものである。

計画の策定にあたっては、社会福祉法改正等の国の動向や埼玉県地域福祉支援計画の内容を踏まえるとともに、計画の実効性を高めるため、市の最上位計画である総合振興計画のほか、福祉関連計画及び防犯、教育、環境などの各種分野別計画との整合を図る。また、「地域福祉の推進」という地域福祉計画と共通の目的を持つ「地域福祉活動計画」を策定する市社会福祉協議会とは、相互に連携・補完し合いながら策定を進める。

#### 【社会福祉法（抜粋）】

##### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### 3. 計画策定の基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方

次期計画については、以下の考え方を基本に策定を行う。

##### ア 地域共生社会の実現に向けた方向性を示す計画

現計画に引き続き、「地域における住民主体の課題解決力の強化」と「包括的な相談支援体制の構築」に向けた方向性など、地域共生社会の実現に向けた方向性を示す計画とする。

##### イ 市民と企業・団体、行政等の役割分担や連携のあり方を示す計画

地域福祉の推進に向けては、「行政による福祉サービスの充実」はもとより、「住民相互の助け合い、支え合い活動の促進」を両輪として進めていくことが必要であり、地域の関係機関・団体、企業や大学等との協働による取組を推進することが重要となることから、関係者の役割分担や連携のあり方を示す計画とする。

#### (2) 計画に盛り込むべき事項

社会福祉法第107条に基づき、次の5つの事項を一体的に定めるとともに、現計画同様、「成年後見制度利用促進計画」「生活困窮者自立支援方策」「再犯防止推進計画」など、地域福祉計画に位置付けることが効果的とされる計画等についても、次期計画に位置づけることとする。

- |                                                   |
|---------------------------------------------------|
| ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 |
| ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項                     |
| ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項                  |
| ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項                      |
| ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項            |

## 4. 計画の期間

次期計画の計画期間は、第5次総合振興計画・後期基本計画と合わせ、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とする。

なお、計画期間において、社会状況の変化や国、県の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
総合振興計画	基本構想	第5次										
	基本計画	前期					後期					
地域福祉計画		第3次					第4次					
主な福祉関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期										
	障がい者計画	第5次										
	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期(障がい者福祉) 第2期(障がい児福祉)										
	子ども・子育て支援事業計画	第2期										

## 5. 策定のプロセス・体制

地域福祉計画は、「住民参加のもと」策定を進めることが重要とされており、広く市民等の意見を把握し計画に反映するため、以下のプロセス及び体制により、策定を進めることとする。

### (1) 市民参加の取組

#### ア 市民・団体アンケート調査（令和6年度）

地域福祉に対する意識や地域での活動状況・生活課題など把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民・団体等を対象としたアンケート調査を実施する。

##### 【調査概要】

##### ① 市民アンケート（3,000件）

対 象：市内在住16歳以上の市民（3次計画時は市内在住20歳以上の市民）  
抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出  
回答方法：郵送またはインターネット

##### ② 団体アンケート（1,000件程度）

対 象：自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障がい者団体、子育て支援ネットワーク、NPO法人、ボランティア団体 など  
抽出方法：現計画策定時をベースに調整  
回答方法：郵送またはインターネット

## イ 団体・学生ヒアリング（令和6年度～令和7年度）

アンケート調査を補完するため、地域福祉に関わる団体や大学生等に対するヒアリングを実施する。

### 【ヒアリング概要】

#### ① 団体ヒアリング（10団体程度）

対象：市内の地域福祉に関わる団体、福祉サービスの提供主体

回数：2回程度

調査方法：訪問やヒアリング会開催による意見聴取（オンライン含む）

#### ② 学生ヒアリング（30人程度）

対象：市内大学の学生や市内在住の大学生など

回数：3回程度

調査方法：訪問やヒアリング会開催による意見聴取（オンライン含む）

## ウ パブリックコメント（令和7年度）

計画素案について、広く市民から意見をいただくため実施する。

### 【パブリックコメント概要】

地域福祉計画の素案を公表し、郵送、FAX、電子メール等により広く市民の意見を募集する。

## (2) 審議会（令和6年度～令和7年度）

「(改正版)市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(2021年3月厚生労働省通知)」では、「地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。」と示されている。

本市では、越谷市社会福祉審議会条例第7条に基づき、「地域福祉に関する事項」を調査審議する地域福祉専門分科会を設置しており、上記ガイドラインと同等のメンバーで構成されていることから、次期計画についても、現計画同様に本分科会において、調査審議いただくこととする。

### 【社会福祉審議会・地域福祉専門分科会の概要】

所掌事項：地域福祉に関する事項

※ 現計画についても、策定時に本分科会で調査審議いただいたほか、毎年進捗状況の報告を行い、計画について評価いただくこととしている。

主な審議事項：①地域福祉の推進に関する事

②地域福祉計画に関する事

③重層的支援体制整備事業に関する事

委員構成：17人（現任：社会福祉事業従事者4人、学識経験者13人(うち公募3人)）

### (3) 庁内体制

#### ア 政策会議

次期計画の「策定基本方針」「計画素案」等については、本市の最高協議機関である政策会議に諮ることとする。

##### 【政策会議の概要】

付議事項：①市の行政運営の基本方針及びこれに係る年度執行計画に関する事項  
②重要な施策、新規事業等の策定に関する事項  
③市の組織、財政その他行政機能に重大な影響を与える事項  
④その他市長が必要と認める事項

構成員：市長、副市長、教育長、危機管理監、市長公室長、総合政策部長、  
(R5年度現在) 行財政部長、総務部長、市民協働部長、福祉部長、地域共生部長、  
子ども家庭部長、保健医療部長、環境経済部長、建設部長、都市整備部長、  
市立病院事務部長、消防長、教育総務部長、学校教育部長

#### イ 検討委員会

地域福祉計画は、福祉関連分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の「上位計画」であり、総合振興計画や各種福祉関連計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野等との連携を確保する必要があることから、庁内横断的な検討を行うため、地域共生部長を委員長とする検討委員会を設置する。

また、検討委員会の補助機関として、地域共生推進課長を部会長とする作業部会を設置する。

##### 【検討委員会（案）】

###### ① 検討委員会

計画案や計画に盛り込む施策や事業等について、分野横断的な検討を行う。

委員長 地域共生部長 副委員長 福祉部長 委員 地域共生部、福祉部ほか関係部の課所長

###### ② 作業部会

各分野の現状分析と課題整理を行い、計画策定に向けた調査研究を行う。

部会長 地域共生推進課長 副部会長 福祉総務課長 部会員 地域共生部、福祉部ほか関係部の副課長・主幹級

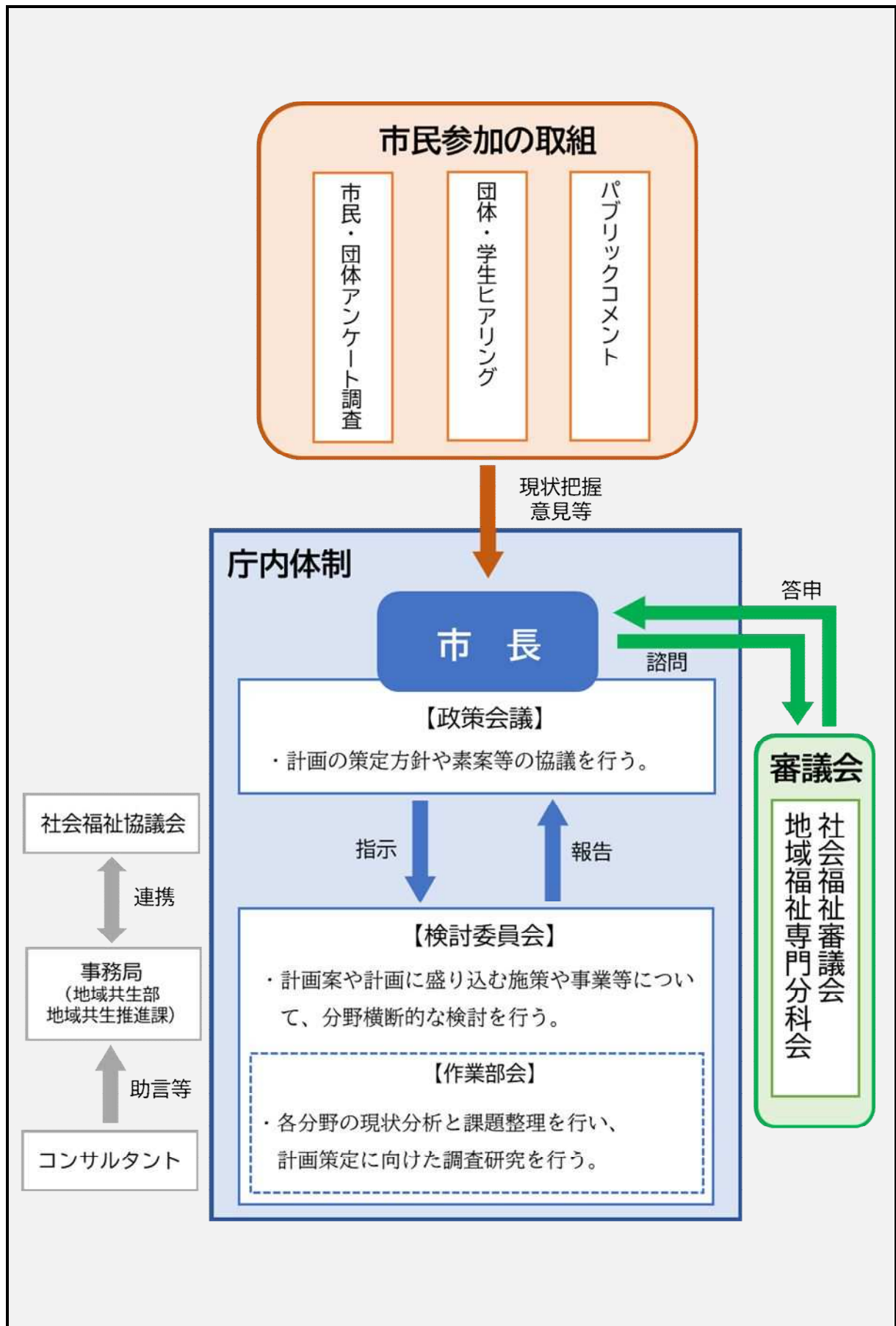
### (4) その他

次期計画の策定にあたっては、計画策定におけるノウハウを有するコンサルタント事業者に業務委託することで、市民参加の取組による意見の取りまとめや地域福祉に関する調査・分析などの専門的な助言等により、効率的かつ効果的に計画策定を行う。また、現計画の重点事業のひとつに掲げる「福祉SOSゲーム※」をさらに発展させた取組として、誰もが必要なときに必要とする社会資源の情報を把握することができる手法の検討を行う。

さらに、「地域福祉の推進」という共通の目的の下、地域福祉計画との両輪を成す地域福祉活動計画を策定する市社会福祉協議会と連携を図りながら策定を進める。

※ 福祉SOSゲーム…「地域の社会資源が記載された地図」と「困りごとを抱える世帯の事例カード」を使用し、困りごとの解決策を地域住民等がグループワークを通じて話し合うことで、福祉の課題解決力を高めるとともに、地域の社会資源を知ることができる取組。

【体制図】





## 6. 策定スケジュール

		R5年度	R6年度												R7年度												R8年度
		1~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~5月
市民参加の取組	市民・団体アンケート調査					→																					
	団体・学生ヒアリング					→	→	→	→	→																	
	パブリックコメント																					→					
審議会	社会福祉審議会・全体会			●1 【諮問】												●2											●3 【答申】
	地域福祉専門分科会	●1				●2				●3				●4				●5			●6					●7	
庁内体制	政策会議	●1																			●2						
	検討委員会			●1					●2			●3					●4			●5				●6			
	作業部会			●1					●2			●3					●4		●5					●6			
事務局			↔				↔	↔			↔									↔					↔	↔	
			委託契約				計画骨子の検討	施策体系の検討								計画素案の作成					パブコム準備・対応				計画修正案作成	計画最終案作成	印刷契約納品

